

# 「困った土地」 どう解決する？

所有者の把握が難しい土地の増加は、公共事業のみならず民間を含めた様々な事業の推進において土地の円滑な利用に支障を来すだけでなく、所有者探索や所有権の取得等に要する負担も増大するおそれがあります。

そこで、国土交通省が中心となり、所有者探索の方法や所有者が不明である場合の解決方法について、対象となる土地の状況別等に整理し、具体事例を添付することで、実務に携わる担当者向けのガイドラインが策定されました。

この研修会では、用地買収において押さえておくべきガイドラインのポイント及び用地買収に関する不動産登記の付随問題について実務の観点から解説します。

## ▶ ガイドライン研修会

14:00～16:00

### 第1部 講義編

#### 所有者不明土地の現状 ～用地買収への影響～

### 第2部 パネルディスカッション

#### 相続関係の解決事例等の紹介

- ・いつ契約できるのか？いつ買収できるのか？
- ・地主に伝えなければいけないことはなにか？
- ・除籍等が滅失している場合どうなるのか？
- ・遺産分割協議書、特別受益証明書で押さえておくべきことは？
- ・行方不明（又は相続人がいることが明らかでない）の場合は？
- ・相続人の中に認知症高齢者がいる場合はどう進めるべきか？
- ・手続費用はどのくらいかかるのか？

## ▶ 個別相談会

16:00～16:30

研修会終了後、無料の個別相談会を行います。是非、ご参加ください。当日のお申込みも可能です。

3会場とも同じ内容で行います

■ 西部会場 平成30年2月8日(木) アクトシティ浜松 401 会議室  
浜松市中区板屋町 111-1

■ 中部会場 平成30年2月15日(木) 静岡県司法書士会館 4階司ホール  
静岡市駿河区稲川 1-1-1

■ 東部会場 平成30年2月22日(木) プラサヴェルデ 401 会議室  
沼津市大手町 1-1-4

主催

一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会  
静岡県司法書士会

問合わせ

公嘱協会事務局  
静岡市駿河区稲川一丁目1番1号（静岡県司法書士会館内）

TEL : 054-289-3700

URL : <http://www.shizuoka-koshoku.com>

参加費無料

所有者の所在の把握が難しい土地に関する  
探索・利活用のためのガイドライン研修会



# 回答書

静岡県公共嘱託登記司法書士協会 宛

**FAX 054 - 289 - 3702**

平成 年 月 日

(送信票は不要です。)

## ① ガイドライン研修会について

出席会場	<input type="checkbox"/> 浜松会場	<input type="checkbox"/> 静岡会場	<input type="checkbox"/> 沼津会場	に出席します。
所属先				
ご連絡先	ご住所			
	TEL	FAX		
出席者氏名	役職	ご氏名		
	役職	ご氏名		
	役職	ご氏名		

## ② 個別相談会について (任意記入)

悩んでいる・疑問に思っている事例などがありましたらご相談をお願いいたします。  
形式は問いませんので、適宜の書式でご提供ください。

※回答・開催詳細についてご質問等ございましたら、下記協会事務局までご連絡ください。

一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会

**TEL 054 - 289 - 3700**